

都市計画法第53条第1項に基づく 許可申請書 作成要領

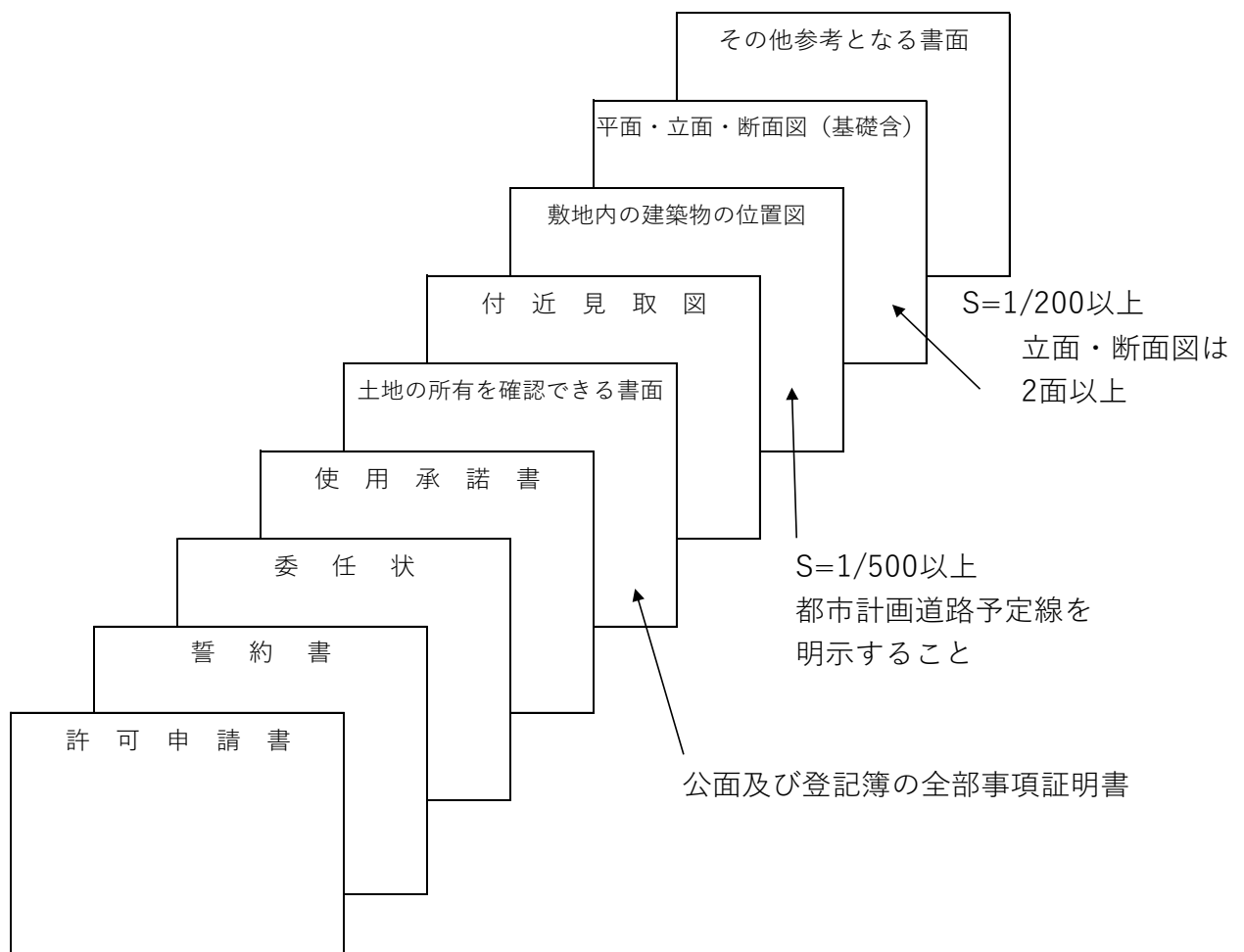
○ 提出部数 2部 (A4版)

- ・ 1部は許可書とともに申請者に返却

○ 提出先 加東市役所 都市整備部 都市政策課

○ 提出様式 下図参照

- ・ 委任状は、本人申請の場合は不要
- ・ 委任状に連絡先の電話番号を記載 (許可書の通知を行う)
- ・ 使用承諾書は申請者以外の者が所有者となっている場合に必要 (共有名義も含む)
- ・ 図面は建築確認申請と同等のもの



- なお、通知許可書は、申請から交付まで約10日間を要する

都市計画法第53条について

建築物が都市計画施設に抵触する場合
建築確認申請の前に53条申請が必要

許可できるもの

1. 計画する建物の階数が2階以下であり、かつ地下階を有しないもの
2. 主要構造部が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造その他これらに類するもの
3. 上記1・2に該当し、かつ、容易に移転・除去ができるもの

許可できないもの

1. 計画する建物の階数が3階以上であるもの
2. 地下階を有するもの
3. 主要構造部が鉄筋コンクリート造
4. 容易に移転・除去ができないもの

注) 「容易に移転・除去することができる」とは、物理的及び経済的に容易に移転し、又は除去することができるという意味です。従って、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等でも、造り方いかんによっては移転又は除去が容易でない場合があります、このような場合は不許可となることがあります。